

「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」について（対照表）

企 業 庁	
新	旧
完全週休2日制・週休2日制工事実施要領	完全週休2日制・週休2日制工事実施要領
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、「地域の守り手」である建設業の持続的な発展のために、建設現場の労働環境改善、将来の担い手確保に向けて、愛知県企業庁が取り組む完全週休2日制・週休2日制工事について、必要な事項を定め、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。</p> <p>(1) 休 工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(2) 対 象 期 間 完全週休2日又は週休2日に取り組む期間をいう。</p> <p>(3) 完全週休2日取得率 対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合をいう。</p> <p>(4) 休 日 取 得 率 対象期間の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日数)の割合をいう。</p> <p>(5) 工 事 完 了 日 完了通知提出日をいう。</p> <p>(6) 港 湾 ・ 漁 港 工 事 諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)又は港湾・漁港工事に係る海岸工事をいう。</p> <p>（形式）</p> <p>第3条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事 完全週休2日制工事は、次の対象期間において、休工対象日に休工を実施する。</p> <p>ア 対象期間 契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から工事完了日までとする。ただし、次の期間(以下「非対象期間」という。)は対象期間から除く。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら、個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 準備期間(契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から施工開始日の前日までの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間を含む。)</p> <p>(イ) 後片付け期間(施工完了日の翌日から工事完了日までの期間)</p> <p>(ウ) 夏季休暇(3日間)</p> <p>(エ) 年末年始休暇(6日間)</p> <p>(オ) 工場製作のみの期間</p> <p>(カ) 施工開始日が火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週</p> <p>(キ) 施工完了日が日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週</p> <p>(ク) 工事全体を一時中止している期間</p> <p>(ケ) 発注者が対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)</p> <p>イ 休工対象日 原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認め</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、「地域の守り手」である建設業の持続的な発展のために、建設現場の労働環境改善、将来の担い手確保に向けて、愛知県企業庁が取り組む完全週休2日制・週休2日制工事について、必要な事項を定め、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。</p> <p>(1) 休 工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(2) 対 象 期 間 完全週休2日又は週休2日に取り組む期間をいう。</p> <p>(3) 完全週休2日取得率 対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合をいう。</p> <p>(4) 休 日 取 得 率 対象期間の全日数に対する休工日数(曜日及び理由にかかわらず休工した日数)の割合をいう。</p> <p>(5) 工 事 完 了 日 完了通知提出日をいう。</p> <p>(6) 港 湾 ・ 漁 港 工 事 諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)又は港湾・漁港工事に係る海岸工事をいう。</p> <p>（形式）</p> <p>第3条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事 完全週休2日制工事は、次の対象期間において、休工対象日に休工を実施する。</p> <p>ア 対象期間 契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から工事完了日までとする。ただし、次の期間(以下「非対象期間」という。)は対象期間から除く。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら、個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。</p> <p>(ア) 準備期間(契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から施工開始日の前日までの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間を含む。)</p> <p>(イ) 後片付け期間(施工完了日の翌日から工事完了日までの期間)</p> <p>(ウ) 夏季休暇(3日間)</p> <p>(エ) 年末年始休暇(6日間)</p> <p>(オ) 工場製作のみの期間</p> <p>(カ) 施工開始日が火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週</p> <p>(キ) 施工完了日が日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週</p> <p>(ク) 工事全体を一時中止している期間</p> <p>(ケ) 発注者が対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)</p> <p>イ 休工対象日 原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認め</p>

るものとする。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において、休日取得率が 28.5% (4週8休)以上の休工を実施する(別紙1参照)。なお、受注者は1ヶ月単位で28.5% (4週8休)以上の日数の休工が達成できるように努めるものとする。

ア 対象期間

第3条(1)アに同じ。

イ 休工日の設定

休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。また、毎週土曜日を休工とするように努めるものとする。

(対象工事等)

第4条 愛知県企業庁の発注工事で、令和6年4月1日以降に契約する全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 保全工事並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事
- (2) 応急復旧工事
- (3) 施工期間が著しく短い工事
- (4) 小規模な現場が点在する工事
- (5) 第3条(1)ア(ケ)に規定する期間等により対象期間が著しく短い工事

2 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、建設局の定める「建築工事における週休2日制工事実施要領(以下「建築工事実施要領」という。)」を準用する。ただし、建築工事実施要領第8条(2)に定める工事成績評定については、本要領第6条により評価する。

(取組内容)

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事(以下「週休2日制工事等」という。)のいずれかを選択し、当初施工計画書に、休工の取得計画及び非対象期間が分かる**実施工程表休工取得計画表を添付し提出**する。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。
- (2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により休工日及び非対象期間を明示した実施状況を提出し、監督員はこれを確認するものとする。
- (3) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、受注者は、これに協力しなければならない。
- (4) 受注者は、休日取得率が 21.4% (4週6休)以上の休工を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告するものとする。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合は、この限りではない。

(工事成績評定)

第6条 工事成績評定は、次のとおりとする(別紙1参照)。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、完全週休2日取得率が 70%以上かつ、休日取得率が 28.5% (4週8休)以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度 7.その他」において評価する。

なお、受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、休日取得率が 28.5% (4週8休)以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度 7.その他」において評価する。

るものとする。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において、休日取得率が 28.5% (4週8休)以上の休工を実施する(別紙1参照)。なお、受注者は1ヶ月単位で28.5% (4週8休)以上の日数の休工が達成できるように努めるものとする。

ア 対象期間

第3条(1)アに同じ。

イ 休工日の設定

休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。また、毎週土曜日を休工とするように努めるものとする。

(対象工事)

第4条 愛知県企業庁の発注工事で、令和5年 10月1日以降に契約する全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

(1) 公共建築工事費積算基準を適用する工事

- (2) 保全工事並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事
- (3) 応急復旧工事
- (4) 施工期間が著しく短い工事
- (5) 小規模な現場が点在する工事
- (6) 第3条(1)ア(ケ)に規定する期間等により対象期間が著しく短い工事

(取組内容)

第5条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事(以下「週休2日制工事等」という。)のいずれかを選択し、**施工計画書を提出するまでに**、休工の取得計画及び非対象期間が分かる**ように**実施工程表を**作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うもの**とする。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。
- (2) 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により休工日及び非対象期間を明示した実施状況を提出し、監督員はこれを確認するものとする。
- (3) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、受注者は、これに協力しなければならない。
- (4) 受注者は、休日取得率が 21.4% (4週6休)以上の休工を達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告するものとする。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合は、この限りではない。

(工事成績評定)

第6条 工事成績評定は、次のとおりとする(別紙1参照)。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、完全週休2日取得率が 70%以上かつ、休日取得率が 28.5% (4週8休)以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度 7.その他」において評価する。

なお、受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、休日取得率が 28.5% (4週8休)以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度 7.その他」において評価する。

なお、受注者に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。

(取組証の発行)

第7条 取組証の発行は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出るものとする。
- (2) (1)の規定による受注者からの申し出があり、第6条の規定により工事成績評定において評価した場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式1)を発行するものとする。**なお、前条(2)に定める週休2日制工事については、月単位での週休2日取得状況を記載すること。**
ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事は、工事成績評定において評価した場合であっても取組証は発行しない。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第8条 発注者は、対象工事の当初設計において、休日取得率が28.5%(4週8休)以上の達成を前提とした経費の補正を行い、変更設計時に休工状況に応じて補正率を変更するものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計等、外注が想定される業務の労務費は、補正の対象としない。

- (1) 港湾・漁港工事以外の工事は、休日取得率に応じて、次のとおり休工状況を区分し、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

休日取得率	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上
休工状況の適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※ 市場単価の補正対象及び補正係数は別紙2による。

- (2) 港湾・漁港工事は、次のとおり、休工状況が4週8休以上の場合は、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

ただし、4週8休以上とは、契約締結日の翌日以降の最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目、5週目の土曜日から始まり8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方で工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日まで期間を設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇(土曜日、日曜日、休日以外の8月の3日間)及び年末年始休暇(土曜日、日曜日、休日以外の12月下旬から1月上旬の5日間)の日数分の休工日がある場合とする(別紙3参照)。

休工状況の適用区分	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※ 市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による。

なお、受注者に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。

(取組証の発行)

第7条 取組証の発行は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出るものとする。
- (2) (1)の規定による受注者からの申し出があり、第6条の規定により工事成績評定において評価した場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式1)を発行するものとする。

ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事は、工事成績評定において評価した場合であっても取組証は発行しない。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第8条 発注者は、対象工事の当初設計において、休日取得率が28.5%(4週8休)以上の達成を前提とした経費の補正を行い、変更設計時に休工状況に応じて補正率を変更するものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計等、外注が想定される業務の労務費は、補正の対象としない。

- (1) 港湾・漁港工事以外の工事は、休日取得率に応じて、次のとおり休工状況を区分し、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

休日取得率	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上
休工状況の適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※ 市場単価の補正対象及び補正係数は別紙2による。

- (2) 港湾・漁港工事は、次のとおり、休工状況が4週8休以上の場合は、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

ただし、4週8休以上とは、契約締結日の翌日以降の最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目、5週目の土曜日から始まり8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方で工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日まで期間を設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇(土曜日、日曜日、休日以外の8月の3日間)及び年末年始休暇(土曜日、日曜日、休日以外の12月下旬から1月上旬の5日間)の日数分の休工日がある場合とする(別紙3参照)。

休工状況の適用区分	4週8休以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

※ 市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による。

(特記仕様書)

第9条 発注者は、特記仕様書(施工条件)において、対象工事である旨等を明示するものとする。

・第3条(1)ア(ケ)に規定する期間を設定する場合は、その内容を制約条件等の欄に追記すること。

(削除)

附 則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

(特記仕様書)

第9条 発注者は、特記仕様書(施工条件)において、対象工事である旨等を明示するものとする。

・第3条(1)ア(ケ)に規定する期間を設定する場合は、その内容を制約条件等の欄に追記すること。

(対象工事への変更)

第10条 第4条(1)又は(6)の理由でこの要領の対象外とした工事に限り、契約後、受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる(ただし、このことによる工期延期は行わない)。

なお、第4条(1)に規定する工事を対象工事とした場合は、第8条の規定による費用の計上は、「建築工事における週休2日制促進工事試行要領 第5条(1)補正方法」による経費の補正を行うものとする。

附 則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年10月1日から施行する。

新

旧

(様式1)

(様式1)

年 月 日

年 月 日

週休2日制工事取組証

週休2日制工事取組証

名称

代表者名(契約の相手方)様

名称

代表者名(契約の相手方)様

工 事 名		
最終契約金額 ※ 1	金	円
本工事の業種 ※ 2		
週休2日制の形式	<input type="radio"/>	完全週休2日制工事
	<input type="radio"/>	週休2日制工事
	<input type="radio"/>	月単位での週休2日 達成・未達成・4週未満
引渡し年月日 ※ 3	年	月 日

工 事 名		
最終契約金額 ※ 1	金	円
本工事の業種 ※ 2		
週休2日制の形式	<input type="radio"/>	完全週休2日制工事
	<input type="radio"/>	週休2日制工事

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業(PC工事除く)」と記載
(例) PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業(PC工事除く)」と記載
(例) PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

愛知県〇〇〇所長 印

愛知県〇〇〇所長 印

<月単位での週休2日達成の基準について>

- 対象期間開始日から4週間を1期間とし、すべての期間で8休工日以上取得した場合、達成(ただし、1期間(4週間)に満たない週は評価の対象外とする)

	日	月	火	水	木	金	土	
	-	-	施工 開始日				休工	⇒非対象期間
1週間目	休工						休工	1 期間(1 週目~4 週目) →11 休工日/4 週間 達成
2週間目	休工						休工	
3週間目	休工		夏季休暇				休工	
4週間目	休工						休工	
5週間目	休工						休工	⇒月単位 評価対象外
6週間目	休工						休工	
7週間目	休工	休日休工						2 期間(4 週目~8 週目) →8 休工日/4 週間 達成
8週間目	休工						休工	
9週間目	休工							3 期間(9 週目~12 週目) →7 休工日/4 週間 未達成 (4 期間目がある場合も同様の考え方)
10週間目	休工						休工	
11週間目	休工						休工	
12週間目	休工						休工	
13週間目	休工							⇒月単位 評価対象外
	休工				施工 完了日	-	-	⇒非対象期間

※1 休工日としてカウント

※2 月単位 評価対象外

非対象期間

月単位での週休2日=未達成
(3 期間目が未達成のため)